

6月23日～29日は男女共同参画週間です

e.街いきいきフォーラム

今年度の
キャッチフレーズ 『あなたらしい』を築く、『あたらしい』社会へ

「男だから」「女だから」といった性別役割意識にとらわれず、個性と多様性を尊重し、自身の可能性を信じて誰もが生きがいを感じられる社会を実現していくことが重要となってきています。仕事、家庭、地域生活などの多様な活動を自らの希望に沿った形で展開でき、誰もが「私らしい」豊かな生き方ができるよう、この機会に考えてみませんか。

親子でボール遊びをしませんか

ボール遊びを通じて、楽しみながらコミュニケーションをとりませんか。いつでも、どこでも、ボール1つあれば簡単に始められ、五感を通じて身体と右脳、左脳を刺激し、子どもの目の運動にもなります。

新型コロナウイルス感染症対策を講じて開催します。感染拡大により県全体または府中市のイベントや公共施設に制限がかかる場合は、延期または中止とすることがあります。

子どもを育てることに喜びを感じ、子どもの育ちや子育てを応援する環境づくりを進めることを目的としてイベントを開催します。家族みんな笑顔いっぱいの日曜日を過ごしませんか。

とき 6月26日(日)10時30分～11時30分

ところ 府中市生涯学習センター

対象 ハイハイができる生後約8か月～就学前の子どもと保護者

講師 一般社団法人日本コミュニティ協会 代表理事 (株)吉本興業FAアスリート所属 おかち

定員 先着15組程度

申し込み方法 QRコード、市のホームページ、電話で申し込んでください。

申し込み期限 6月24日(金)

申し込み・問い合わせ先

女性こども課 (☎43-7216)



6月から

児童手当の制度が 一部変更になります

特例給付の支給に関する所得上限限度額が新設されました

6月1日施行の児童手当法の一部改正に伴い、所得上限限度額を新設し、6月分(10月支給分)から、児童を養育している人の所得が所得上限限度額以上の場合、児童手当等は支給されません。児童手当等が支給されなくなったあとに、所得が上限限度額を下回った場合は、再度改めて認定請求書の提出が必要となります。

現況届の提出が原則「不要」になります

現況届は、毎年6月に全ての受給者に提出をお願いしていましたが、令和4年度以降は原則提出が不要となります。

引き続き現況届や必要書類の提出が必要な人には現況届を送るので、必ず提出してください。

現況届の提出が必要な人

- ▷配偶者からの暴力などにより、住民票の住所と異なる市区町村で児童手当を受給している人
- ▷支給要件児童の戸籍がない人
- ▷離婚協議中で配偶者と別居している人
- ▷その他、市から提出の案内があった人

次のような変更が生じた場合に 変更の届出が必要となります

変更が発生した際は、速やかに届出をお願いします。

- ▷受給者の加入する年金が変わったとき
- ▷市外に居住する配偶者や児童の住所・名前が変わったとき
- ▷一緒に児童を養育する配偶者を有するに至ったとき、または児童を養育していた配偶者がいなくなったときなど

詳しくは、市のホームページを確認してください。



申し込み・問い合わせ先 女性こども課
(☎43-7139)